

# 重要事項説明書

〔 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 〕

当事業所は契約者に対して指定短期入所（予防）生活介護サービスを提供致します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明致します。



社会福祉法人萌佑会  
特別養護老人ホーム ぬくもりの郷

## 特別養護老人ホーム ぬくもりの郷 重要事項説明書

## 1. 施設の概要

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 施設の種類      | 指定介護老人福祉施設<br>介護保険指定番号(第0175700798号)   |
| (2) 法人名        | 社会福祉法人萌佑会  |
| (3) 施設名        | 特別養護老人ホームぬくもりの郷  |
| (4) 所在地        | 岩見沢市6条西19丁目8番地   |
| (5) 電話番号       | 0126-25-5500   |
| (6) ファックス番号    | 0126-25-5577   |
| (7) 代表者氏名      | 理事長 森本 繁文  |
| (8) 施設長(管理者)氏名 | 大浦 悟   |
| (9) 併設事業       | 介護老人福祉施設   |
| (10) 開設年月日     | 2011年4月1日  |
| (11) 事業報告公開    | ホームページ <a href="http://www.nukumori-sato.com/">http://www.nukumori-sato.com/</a> |

## 2. 施設の基本理念と運営方針

## (1) 基本理念

私たちは一人ひとりの個性、それまでの生活を大切にし、尊厳ある豊かな生活が送れるよう支援いたします。

- ① 一人ひとりが、その人らしい豊かな生活を送るために、個人の尊厳を大切にします。
- ② 一人ひとりが、住んでよかったと思えるような施設づくり、地域づくりに努めます。
- ③ 一人ひとりが、安心し、安全な生活を送るために、チームワークを大切にし自己研鑽に努めます。

## (2) 運営の方針

- ① 当施設は、短期入所サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

## 3. 居住の概要及び職員の配置状況

## (1) 居住の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。

なお、下記は厚生労働省が定める基準により、必置が義務付けられている施設整備です。

定 員	10名
居 室	全室個室 10室 (1室15㎡)

食 堂	ユニット内に設置
浴 室	ユニット内に個別浴槽設置、2階に特殊浴槽1室があります。
医 務 室	1室
機能訓練室	1室
デイルーム	1室

## (2) 当施設の職員体制（2025年4月現在）

当施設では、契約者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	計
管 理 者	1名
非 常 勤 医 師	2名
生 活 相 談 員	2名以上
管 理 栄 養 士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	2名以上 (兼務)
看 護 職 員	5名以上
介 護 職 員	50名以上
生 活 支 援 員	5名以上
事 務 職 員	5名以上

## 時間帯による職員数

時 間 帯	介護職員等の数
朝 食 帯	1フロア - 2名
日 勤 帯	1フロア - 4名
夕 食 帯	1フロア - 2名
夜 勤 帯	1フロア - 1名

職員配置は指定基準を遵守しています。

## 4. サービスの内容

項 目	サービス内容
サービス計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものにならないように配慮いたします。</li> </ul>
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況や嗜好季節感等を配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。</li> <li>食事の提供は、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して行うよう務めます。</li> <li>食事時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>朝食 8:00 ~ 9:00</li> <li>昼食 12:00 ~ 13:00</li> <li>夕食 17:30 ~ 18:30</li> </ul> </li> <li>食事は、原則として居間で召し上がっていただきます。</li> <li>食事の中止 <ul style="list-style-type: none"> <li>当日朝9時迄(朝食は前日17時迄)にお願い致します。</li> </ul> </li> </ul>

排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> <li>・オムツを使用せざるを得ない利用者については、オムツを適切に随時取り替えます。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて、最低週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・身体の状態に応じた入浴機器を用いての入浴が可能です。</li> </ul>
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・一人ひとりに配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・清潔な寝具を提供します。</li> </ul>
機能訓練・生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員が利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> <li>・手芸、貼り絵、園芸など生活リハビリを取り入れ、心身機能の低下を防止するよう努めます。</li> </ul>
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者および家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>相談窓口：生活相談科 生活相談員</p>
生きがい活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 個別活動</li> <li>② 小グループ活動</li> <li>③ フロア活動</li> <li>④ クラブ活動</li> <li>⑤ 施設行事</li> </ol>
送 迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族での送迎が難しい方は、施設車両で送迎します。</li> <li>・実施区域：岩見沢市内</li> </ul> <p>(実施区域外の送迎の料金：1 km当たり100円)</p>

## 5. 短期入所サービス利用の手続

### (1) 必要な書類など

- ① 介護保険被保険者証
- ② 介護保険証
- ③ 介護保険負担限度額認定証（該当者のみ）
- ④ 社会福祉法人等利用負担軽減確認証（該当者のみ）

### (2) その他お持ちいただくもの

- ① 衣 類
- ② 履 物
- ③ 日用品
- ④ 内服薬等
- ⑤ 詳しくは別紙「ご利用案内」を参照下さい

## 6. 利用料金の支払い方法

利用料金・費用は「別紙1」に基づき、1ヶ月ごとに計算し、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

## ① 金融機関口座からの自動引き落とし

※利用できる金融機関：北海道銀行のみ

## ② 窓口での現金払い

## ③ 下記指定口座への振り込み

ぬくもりの郷

- ・ 銀行名 北海道銀行 岩見沢支店
- ・ 口座番号 普通預金 1374021
- ・ 口座名 社会福祉法人萌佑会 理事長 森本 繁文

## 7. 利用中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者本人の都合により、サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに、担当の介護支援専門員を通して、事業所に申し出てください。

② 利用予定日の前日まで申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払していただく場合があります。但し、利用者本人の体調不良等正当な理由がある時は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合：無料

利用予定日の前日までに申し出が無かった場合：当日利用料金の10%（自己負担相当額）

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能期間または日時を利用者に提示し協議します。

## 8. 施設利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
面 会	・面会時間 9：00～20：00 感染症の予防等、施設庁が必要と認めた場合に面会を制限することがございます。
外 出	・所定の用紙に、行き先と帰設時間、食事の有無など必要事項をご記入のうえ前日までに職員にお届けください。 なお、緊急時はお電話にてご連絡下さい。
喫 煙・飲 酒	・施設内、敷地内は禁煙、禁酒とさせていただきます。
所持品の持ち込み	・身の回り品を収納できる程度の物とさせていただきます。他本人に必要なものはご相談下さい。
宗教・政治活動	・施設内で、宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
ペット	・ペットの持ち込みはお断りします。

食べ物の持ち込み	・健康上の理由等により、持ち込みをお断りする場合があります。 詳しくは職員にお尋ねください。
健康管理	・短期入所サービス利用中の医療について 短期入所サービス利用中の医療に関する指示は、各利用者のかかりつけ医となりますので、必要に応じて受診をお願いする場合があります。

## 9. サービス利用にあたっての留意事項

サービス提供を受ける際に、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 火気の取扱いに注意してください。
- (2) 事業所の設備および備品を利用する場合は、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することないように、安全性の確保にご協力ください。
- (3) 暴言や暴行等により、他人の迷惑となる行為はお控えください。
- (4) 感染対策等、事業所の安全衛生を害する行為はお控えください。
- (5) ご利用者及びご家族は、職員に対してハラスメント行為（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等）により、就業環境を害しないよう、ご配慮ください。

## 10. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止担当者を定め、虐待発生防止に関する委員会を開催しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村・地域包括支援センターに通報します。

## 11. 身体拘束について

当事業所では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、事業者として身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防ぐことができない場合に限りします。
- ③ 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。

## 12. サービス提供の記録の保存

施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保管いたします。

## 13. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。
- (2) 当施設において、事業者の責めに帰すべき事由によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 【損害賠償がなされない場合】

以下に該当する場合、事業者の責めに帰すべき事由が認められない限り、契約者に生じた損害を賠償いたしません。

- ① 契約者が、契約締結時に、自身の心身の状況や病歴などについて、故意に告げず、または虚偽に告げたことがもっぱらの原因として発生した損害
- ② 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項（その日の体調や健康状態等）を事業者が確認する際に、故意に告げず、虚偽に告げたことがもっぱらの原因として発生した損害
- ③ 契約者の、急な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由をもっぱらの原因として発生した損害
- ④ 契約者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為をもっぱらの原因として発生した損害

## 14. 秘密保持の厳守

- (1) 施設およびすべての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

## 15. 苦情等の受付・相談について（契約書第15条参照）

## (1) 苦情等の申出及び相談

当施設における苦情等の申し出は、次の方法がございます。

- ① 直接、担当者（生活相談員）に申し出る方法
  - ② 「特別養護老人ホームぬくもりの郷の苦情解決並びに福祉サービス」に関する第三者委員会を通して苦情を申し出る方法
  - ③ 施設内に設置している苦情受付ボックスに投稿する方法
  - ④ 行政機関その他苦情受付機関に相談する方法
- (2) 当施設における受付担当者
- ① 苦情受付担当者 生活相談員
  - ② 苦情解決責任者 施設長

第三者委員の連絡先については苦情受付担当者または苦情解決責任者にご確認願います。

## (3) 当施設における苦情等の解決等

苦情申出を受けてから30日以内に第三者委員会を招集し、その結果を苦情申出人に通知します。なお、苦情解決責任者の責任において速やかに解決した場合は、その結果を苦情申出人にお知らせし、第三者委員会に事後報告します。お申出により第三者委員会への報告・審議を希望しないことも出来ます。

## (4) 行政機関その他苦情受付機関（2025年7月1日現在）

岩見沢市役所 健康福祉部 高齢介護課 介護保険グループ	岩見沢市鳩が丘1丁目1-1 TEL. 0126-23-4111
北海道国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館1階 TEL. 011-231-5175 (苦情相談専用直通)
北海道保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課 介護運営グループ	札幌市中央区北3条西6丁目 TEL. 011-231-4111 内線25-667
北海道福祉サービス運営適正化委員会 (北海道社会福祉協議会)	札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センター3階 TEL. 011-204-6310 FAX. 011-204-6311

## 16. 非常災害時の対応

- (1) 対応 消防計画及び自然災害防災対策により被害を最小限にとどめる対応をします。
- (2) 設備 備蓄食料の他に必要な設備を備えております。
- (3) 訓練 年2回以上の消防及び災害避難誘導訓練を実施します。  
実施する際は、地域住民等の協力を得ながら行います。
- (4) 防火防災管理者 総務課 渡部 裕樹

## 17. 衛生管理等

## (1) 衛生管理

施設設備及び備品、飲み水について衛生的な管理を行います。さらに、衛生上必要な措置を講じ、適切に医薬品や医療用具の管理を行います。

## (2) 感染症への対応

感染症発生の防止に努め、感染症が発生した場合も蔓延しないよう必要な措置を講じます。また、必要に応じて、保健所等の助言・指導を求めています。

## 18. 文書の説明と交付（利用契約書第17条参照）

以下に定める文書について、書面もしくは電磁的方法（メール等）を用いて説明・交付を行います。交付の際は、原則利用者及びその家族から署名・捺印は不要とします。

- ① 重要事項説明書及び料金変更に関する同意書
- ② 個人情報使用同意書
- ③ 介護保険の給付対象とならないサービス料金負担同意書
- ④ 短期入所サービス利用時の危険性に関する説明書
- ⑤ 短期入所サービス計画書
- ⑥ 個別機能訓練計画書

## 19. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 様

## 【 第1 緊急連絡先 】

氏 名	
住 所	
電話番号	(日中) (夜間)
続 柄	
備考	

## 【 第2 緊急連絡先 】

氏 名	
住 所	
電話番号	(日中) (夜間)
続 柄	
備考	

## 【 第3 緊急連絡先 】

氏 名	
住 所	
電話番号	(日中) (夜間)
続 柄	
備考	